

## 平成 28 年度（2016 年度）第 1 回吹田市交流活動館運営審議会議事録

- 1 日 時 平成 28 年 4 月 27 日（水）午前 10 時～午前 11 時
- 2 場 所 吹田市交流活動館 1 階研修室
- 3 出席者 <審議会委員>  
村下清委員 的場智子委員 藤原修身委員 山上正広委員  
藤原俊介委員 久掘求委員 山崎禎子委員
- <欠席審議会委員>  
前田都委員
- <事務局職員>  
横山尚明（人権政策長） 木下敏彦（人権平和室長）  
早瀬健次朗（人権平和室参事） 加藤智雄（交流活動館長）  
村山暢彦（交流活動館長代理） 瀬戸和樹（交流活動館主任）  
三星美登恵（交流活動館非常勤職員）
- 4 傍聴者 なし
- 5 会議概要 1 開会
- 2 案件
- (1) 議案  
平成 28 年度（2016 年度）事業計画について
- (2) 報告  
①平成 28 年度（2016 年度）予算について  
②平成 27 年度（2015 年度）利用状況・事業報告について  
③貸館業務について
- (3) その他

## 6 閉 会

## 開会

事務局        本日は、お忙しいところご出席をいただきましてありがとうございます。ただ今から、平成 28 年度第 1 回交流活動館運営審議会を開催いたします。

〈事務局職員紹介〉

〈人権政策長挨拶〉

〈運営審議会委員自己紹介〉

委員長        まず、案件に入ります前に、本日の運営審議会の状況について、事務局より報告をお願いいたします。

事務局        本日の運営審議会は定員 8 名のところ 7 名の委員にご出席いただいております。委員の過半数以上のご出席をいただいておりますので、吹田市交流活動館条例施行規則第 19 条第 2 項に基づきまして、運営審議会として成立しておりますことをご報告いたします。

〈傍聴希望者の確認〉

傍聴希望者なし

〈案件の審議開始〉

委員長        審議に入らせていただきます。案件 (1) 議案「平成 28 年度 (2016 年度) 事業計画について」まず、事務局からの説明をお願いいたします。

事務局        (平成 28 年度 (2016 年度) 事業計画について説明)

委員長        ありがとうございました、今の説明につきまして、何かご質問ご意見等ございませんか。

(質問・意見なし)

委員長 無いようですね。では、平成 28 年の計画と平成 27 年の計画と違う所はどこですか。ほぼ、同じですか。

事務局 はい。また後程予算の説明の中でもご説明いたしますが、ほぼ例年どおりです。

委員長 今、お伺いしていたら、心が通う話し方教室の日程が変わったことと、短期講座が色々企画されるということで良いですね。

事務局 はい。

委員長 何かご意見はありませんか。ございませんでしたら続きまして、次第の(2)報告ということで①「平成 28 年度(2016 年度)予算について」、事務局の説明をお願いします。

事務局 (平成 28 年度(2016 年度)予算について説明)

委員長 それでは、ただ今の説明に関してご質問、ご意見等ございませんか。

F 委員 建物のメンテナンスのことですけど、建物がだんだん古くなっていくと、それなりにその辺のお金は多く掛かっていくのかなと思いますが、ここに書いてある修繕料とか、備品は別としまして、先程、説明がありましたけれど、これから、もっと費用が掛かっていく可能性というのは無いですかね。

事務局 全庁的なことですが、一時、箱物行政ということでかなりの施設を吹田市でも建てており、数十年経つてくるとどうしてもということで、資産経営室建築部門で、学校など含めまして順にということで、近い将来そのような予算を付けていただいて、ここは、工事になるのではないかと考えております。

F 委員 なぜかと言いますと、災害避難地、一時避難地はそこそこの所で指定がありますし、無い所でも今回の熊本を見ておりましたら、災害の避難地として指定が無い所でもやはり、避難地として自然発生的に利用されていくということもありましたし、そういったときに、

例えばここがそういった状態で使うというのは、やはり、それに対応できるかどうかの強度の問題も含めて、ちょっと、どうなのかなという少し疑問がございましてそれで聞かしてもらいました。

委員長           ありがとうございます。近い将来か遠い将来か、建て替えも含めて問題が出てくるでしょうね。あと、ご意見はありますか。

C 委員           F 委員と関連しますけど、3 階ホールのバルコニーにオリローという避難器具がありまして、これは現在は危険物として扱われているのですが、これの、撤去もしくは入れ替えを考えてはおられませんか。

事務局           今、明確なお答えはしづらいのですが、年 2 回の消防点検のなかでかなり施設も見させていただいて点検業者のほうも、これは怖いということで「いざという時使えるかと言ったら返事しにくいな」という雑談の中で、それも含めて検討課題だとは思っております。

委員長           質問は、他に無いですか。あの、一点だけお聞きしますが、委託料というのはきしべ地域人権協会に対しての委託料ですね。総合生活相談事業の委託料と人権ケースワーク事業の委託料というのは委託先は人権協会ですか。

事務局           はい。

委員長           もうずっと金額は、ほぼ一定でお願いしているという形で良いんですね。

事務局           そうです。数年前に若干絞られたという中で。

委員長           あとは、同額の予算が付いているということですね。

事務局           来年度以降は、検討課題かなとは考えております。

委員長           他に質問事項ありませんでしょうか。では、次の次第の(2) 報告②「平成 27 年度(2015 年度) 利用状況・事業報告について」ご説明をお願いいたします。

- 事務局 (平成 27 年度 (2015 年度) 利用状況・事業報告について説明)
- 委員長 ありがとうございます。ただ今の説明に関しまして、ご質問、ご意見はありますか。
- C 委員 相談事業の件数ですけど、先程、館長のほうから、まだ、全部作成していないということですけど、この数字は若干大阪府と意見の食い違いがございまして、私のほうは、一つの事案に対して複数回のは、一件としてカウントしています。大阪府のほうは 5 回相談を受けたら 5 回のカウントしてくださいということですが、ここの部分はまだきちんと精査していませんので、若干、数字の少なくなることはありませんが、これは、最低事案の数ということで、相談件数そのものではないということをご理解いただきたいと思います。
- 委員長 319 件というのは、案件数で相談回数は数倍になるということですか。
- C 委員 数倍とまではいかないと思います。
- 委員長 ケースワーク事業に関しても同じですか。
- C 委員 同じです。
- 委員長 人権ケースワーク事業の説明といたしまして、事案に応じた適切な助言や情報提供などにより支援すると書いてありますが、それは、単発で終わらないということも多いということで、それも、一人としてカウントしているのですね。
- C 委員 はい。
- 委員長 あと、何かご意見はございますか。
- F 委員 今のお話は前回もしたと思うのですが、それについてこちらのほうで大阪府へアクションとか何か話しをしに行ったとか、そういうの

は無いわけですか、改善ということで。319件がもしかしたら倍近いというふうになってきますと、ここに、出されてくる数字というのはできれば、現実的な数字でないと、我々が判断するとき、大きい差が出てくるのかなと、感覚的な部分ですけれども、その辺は、どうですか。

事務局 はい、その辺は言い訳になりますが、この資料作成時にはこの数字でしかわからなかったのですが、今後も、前回の議事録など見させていただいた中で、検討課題にしなければならない事項かなとは思っております。

委員長 人権協会では、数字は把握していますか。

C 委員 把握はしているのですが、実際の分類の方法というのは、吹田市のほうでもそうだと思いますけれど、大阪府もそうですけれど、単純事案というのは、ほとんど無いですね。たとえば、就労相談で来られた場合、これが単なる仕事の問題なのかということですが、もちろんそれは、主たるクライアントの要望もしくは、相談ですが、そこから、発生する生活問題が出てきます。その、生活問題が出てきた時に、今度は、何が出てくるかといいますと、子どもの教育権の問題であったり障がい者の問題であったり多岐にわたって、分かれていくわけです。そういうものを、一律、大阪府がおっしゃるように、全部の回数だけで良いのかどうか、それだったら、総合生活という括りの中でされるべきではないかな、その中で、枝葉に分ける形でカウントするような方法を考えてもらわないと、今のこの形の分け方というのは、私のほうとしては、しんどい部分があるということなんです。今後、交流活動館のほうも吹田市のほうも検討はしていただけたらと思いますけど、一応資料としては、この事案の数に対して全ての相談件数というのは出せるようにしていこうかなとは思っています。

委員長 ありがとうございます。私が、人権協会の会長に質問するというのは、事務局を通じなければいけないとは思いますが、今、C委員がおっしゃったような、たとえば、相談から発生するような、色々なものを含めて相談にのってられますよね継続的に。そういうのと相談事業とケースワーク事業の違いというのは、どの辺に出てくる

のですか。相談は、会館で相談を受けた件数という形ですか。

C 委員 はい。

委員長 それでカウントしていくのですか。

C 委員 はい。

委員長 一人の相談者に対して、就労相談から子どもの教育まで広がっていくというのは、ケースワーク事業ですか。

C 委員 はい、ケースワーク事業です。

委員長 どうやってカウントしますか。一人の相談者が就労相談から子どもの教育問題まで相談を伸ばしていったら、ここに、ケースワーク事業として継続的な相談支援をするという形で一件としてあげていきますか。総合生活相談事業というのは交流活動館に来られて相談を行っている回数ということですか。

C 委員 そうです。

委員長 ありがとうございます。私自身の理解が足りなくてすみません。

C 委員 それから、矛盾しているようですが、前年度事案が終結したという形になってはいますが、11年間続いた相談事業があります。一人の子どもの問題で。これをやっていきますとまさにケースワーク事業に関わってくるわけですが、実際には、この子の成長に従って就学の問題であったり母親の病気の問題であったり、父親の薬物依存の問題であったり、あるいは、不登校の問題であったり、学校の教育現場との問題であったり非常に多岐にわたるんです。まさにケースワーク事業になっていくわけですが、私のほうは、それは人権ケースワークという形のなかで括りをしてしまおうという考え方をしています。ここらが、行政のカウントの仕方と私のほうの意識のズレが若干あるのかなとは考えています。

委員長 ありがとうございます。それについては、今日の統計資料として

はどうか。

C 委員       これは、事案件数です。

委員長       事案件数としてあがってきたものですね。ご説明を伺っていたら、相談事業がケースワーク事業にだんだんシフトしていったりとか、色々ありそうですね。なにか、その辺に関してご意見等ございましたら。相談事業からケースワーク事業に移行するのもたくさんあるということですよ。ケースワーク事業になったらケースワーク事業でカウントされているというふうに理解したら良いですよ。理解していないのは私だけかもしれないんですけど。他に何かご意見等ございましたでしょうか、質問とか。もう一点、交流活動館の運営審議会に来させていただいて何年か経つんですけど、今年度短期講座で、流石という企画はありますか。去年は、通年講座以外の短期講座は、夏休みアート教室とお月見のゆうべを企画されて、今年は、企画済みがハンダ講座ですよ。今後また、皆さんで色々考えていくということで期待申し上げます。

次、(2) 報告③「貸館業務について」事務局からご説明をお願いします。

事務局       (貸館について説明)

委員長       ありがとうございます。ただ今のご説明に関しまして質問ご意見等ありますでしょうか。他に意見が無ければ、お聞きしますが、この各室使用状況に関しまして末尾の※印のところに、市、公共団体開催の行事、教養文化講座での使用日とその準備期間を含んでいますと書かれていますので、先程の説明の交流活動館事業一覧で、教養文化事業という形で書かれている利用もみんな含んでいますね。

事務局       そうです。

委員長       そうしますと、純粋な貸館というのはあまり無いのかな。こちらが関与しなくて部屋だけ貸すという貸館事業というのは、何件位ありますか。

事務局 45 件ですけども、前後、準備期間が必ず 3 階ホールであれば発生します。文化事業の教室であれば、単発的なカウントですが、ホールで大々的にとなると机並べたり椅子を並べたり、片付けは夜間開催の行事ですと翌日になりますので、その日をカウントしておりますが、今年度であれば 45 件ということになります。

委員長 一番利用が高いのは、ホールですか。

事務局 そうです。もしくは、研修室です。

委員長 ありがとうございます。他に、ご意見ございませんか。

F 委員 初歩的なことで恐縮ですけど、いわゆる市内コミュニティー施設は多々あるんですけども、隣保館であるということによって、良い面あるいは、制限される面というのは現実的にありますか。その辺が、先程の話の中でわからなかったの。

事務局 私自身、一年間色々な所に研修等に行きまして、申し上げにくい部分もありますが、他施設では、利用料は低額ではあるけれども利便性が、というような言葉を濁されるお答えもあつたりしました。前回の会議でも、いろんな所で宣伝すべきということで宣伝してまいりましたが、宣伝と同時に自分たちも研究しなければと考えております。

委員長 ありがとうございます。おっしゃっているのは隣保館ということで、利用目的に制限をかけているかということですね。

C 委員 あるでしょう。設置目的がある以上は。例えば、利用者の物品販売は不可であるとか、飲食等についてどう考えていくのかとか。例えば、カラオケ大会をやりたい 1 等から 10 等までの順位を決める、当然そこに商品等出てきたときに、どういう扱いになるのかとか、いろんな、制限とかが絡んでくるということがあるということです。公共施設である以上は、縛りが若干あるのではないかな。館の職員にしても、そこはしんどい部分があるのではないかな。前回もお話したんですけど、例えば、企業研修をするときに、単なる研修と一言で片付けても、もの見方によれば、企業が金儲けの為に研修す

るわけだからだめという見方をされる人もいるし、そうではなしに、そこで突っ込んでいけるかどうかということですね。企業が社会に貢献するための研修をしてくれという、館としてのスキルの向上によって解決することも沢山あるだろうなと思います。そのことをおっしゃりたかったのではないのでしょうか。

**F 委員**      そうですね。緩和とは言わないですけど、見方を変えれば受け入れられる企業は増えるのかなという気はしておりました。

**委員長**      交流活動館としての貸館の使用目的には、先程 1 ページ目に書かれていた人権、福祉、文化学習にかかる市民の地域活動の場という以外の縛りはかけていないですよ。飲食不可ですか。

**C 委員**      そうです。

**委員長**      飲食は不可。やはり、市民の多様な地域活動の場だけではなく、人権、福祉、文化学習もできれば良いですね。その辺はハードルが高いのかなと思います。前も言いましたけれど市民活動の場が不足して抽選会をしているけれど、ここだけは、空いているということでもっと、宣伝したいなと思います。あと、他に **F 委員**さんの質問の今の回答はよろしいですか。

**F 委員**      そうなのかなと思いました。関連でいうと和室などで飲食だめといいますが、素晴らしい和室がありまして、お茶をたてるのにお茶菓子、それは良いのですか。

**事務局**      良いです。

**委員長**      その辺までは良いですね。

**C 委員**      お願いするのは、営業力。館の地域施設としての営業力をもう少し発揮してほしいという気はします。例えば、病院に勤務している人、協和会病院があるわけですけど、以前は、ナースの皆さんや女性事務員の皆さんがここで、着付け教室とか、お茶教室とかやっていたんですけど、そういったものを引き込んでいく力が必要になってくるのではないかなと思います。

委員長        そういう人達も使わなくなってしまったのですか。毎回思いですが、良い施設があって空いていて、他方で、毎月1日の抽選会で並んでいるグループがいる矛盾をなんとかしたいなと思います。こっちに来て。ただ、使用する側が、人権的な活動という事を使用目的や会の目的に付けておかないとだめですか。市民交流の場で先ほどC委員がおっしゃったカラオケ大会はだめでしょうね。目的の書き方でなんとでもなりそうですがね。上手に絡めた使用目的を書けば。入り口は通ってしまう様な気がしますけど。いかがでしょうか。

E 委員        こういう建物というのは、最初予算立てしたときに目的というのがあるから、それ以外の使用というのは難しいのかなとは思っています。

C 委員        館の中の事業としてする場合以上に縛りが大きい。だから生きる道と言ったら極端ですけど、そのためには、貸館をどれだけ考えていくかに行き着くと思います。貸館の場合に館の職員の皆さん方にスキルアップを図ってもらって、確かに、表面的には企業のお金儲けに繋がることかもしれないけれど、そこに人の繋がりが生まれて、そういったものを取り込んでもらうことにより、使用可能になる分というのは沢山あると思う。そこは、検討していかなければならないと思います。

委員長        交流活動館の活性化についてまた、ご検討お願いいたします。他にご意見ございませんか。

G 委員        クリエイティブセンターの前に昔のことぶき会館がありますね。十数年来ずっと使っていないし、ぼろぼろになってきていますので、来年でも良いので予算計上して撤去したほうが良いのではないのでしょうか。あのままで、何十年ときていますし、震災が色々ありますので、更地にしたほうが良いと思います。その予算を来年組んでもらってきちっとした方が良く思います。一番目の前、車でよく見える所ですので、ずっと、そういう状態になっていますので、一度、検討していただいて、予算計上していただいて、撤去して更地にしたらどうですかと思っています。そうでないと、イメージ的にもあんな古いのに大丈夫かなと思うところがあると思いますので。ぜひ、

そういう風にさせていただきたいなと思います。話が別になると思いますが、人権政策長もいらっしゃるのです。

政策長        はい、ことぶき会館ですね。交流活動館の敷地ではなくて、普通財産になっていますので、市の財産として、資産経営室が管理している部分ですので資産経営室と話をしまして、過去に貰った補助金というのは年数が経っていますのでいつでも、処分できるのですが、跡地利用を決めないと役所の場合は壊してということはなかなかできないんです。

G委員        そういう目的を考えて欲しい。

政策長        地元からの要望ということで、考えていきます。

G委員        きちっと補修してちゃんとしていただきたいと思います。本当は歴史的に残しておかなければならないものですが、今の状態では、潰したほうが良いと思います。

政策長        そうですね、耐震性もありませんので、補修をすることはできないと思います。

G委員        強く要望しているということです。地域の人からも、何をしているのかということにもなりますので、そういうことも含めて考えていただきたいと思います。

委員長        ありがとうございます。他にご意見無いでしょうか。無いのでしたら、次第の最後の(3)「その他」という案件について事務局から何かございませんでしょうか。

事務局        前回の会議の事業説明の中で、地域交流事業、サマー合宿、スポーツ大会はどのような様子かということをお問われていまして、写真など目で見てわかるものがあればということで、人権協会に協力いただきまして、2013年度からもう少し古いものでご用意させていただいております。直近は無いですが、私も見せていただいて写真の中では、楽しそうですけど、楽しそうな裏側には、スタッフの影なる努力もありますので、その辺も加えて見ていただけたらと思い

ます。続きまして、次回の開催予定の提案ですが、例年であれば11月ごろに年度1回目ということで、年度2回目が3月末ということで開催しておりました。今年度は、4月のこの時期に1回目を開催させていただきましたが、11月末日くらいで予定しまして、また、事務局から皆様にご連絡さしあげるといふ予定でよろしいでしょうか。

委員長        そういう手順で異議は無いですね。では、またご連絡いただいて。あと、この審議会が閉会したあとに自由に先程の写真を見せていただくということでもいいですね。

事務局        はい。

委員長        では、これにて、閉会とさせていただきます。ありがとうございました。